

平成23年度

保育所障害児保育担当者研修会 実施要領

1 目的

- 障害のある子どもを理解する。
- 障害のある子どもの保育の社会的な意義と役割について理解する。
- 子どもの発達や発達障害の最新の知見について理解する。
- 障害のある子どもの保育実践について理解する。
- 保護者の支援と連携について理解する。

2 主催

社会福祉法人 日本保育協会

3 後援

厚生労働省（申請中）

4 対象

保育所の障害児保育担当の保育士等

5 定員

300名

6 期日及び場所

<日程> 平成23年7月12日（火）～15日（金）の4日間

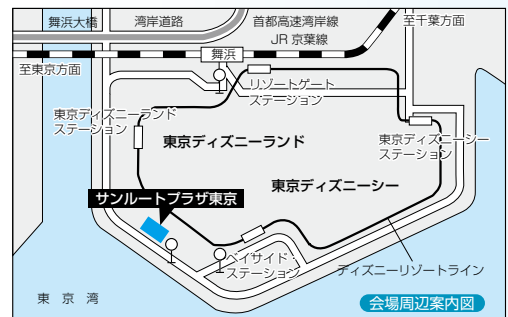
<会場・宿舎> サンルートプラザ東京

〒279-0031 千葉県浦安市舞浜1-6

電話：047-355-1111番

○電車：JR京葉線・武蔵野線舞浜駅下車、無料バス 約10分

○バス：羽田空港からホテル行きリムジンバス 約50分



7 経費

(1) 参考資料その他の雑費として3,000円、宿泊費として44,000円（3泊4日8食付）の合計47,000円をお預かりします。受講票送付の際に指定する口座にお振込ください。

(2) 交通費は自己負担になります。

8 研修内容

研修科目		研修内容	時間	講師名
1	障害者福祉の理解	・ 障害者をとりまく制度の現状	1時間 30分	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 障害児支援専門官 光真坊 浩 史
2	障害のある子どもの保育の意義	・ 障害のある子どもの保育の意義 ・ 障害のある子どもの保育所保育	1時間 30分	社会福祉法人嬉泉 常務理事 石 井 哲 夫
3	発達障害の理解と対応	・ 発達障害に関する動向の理解 ・ 障害のある子どもの理解	3時間	横浜市総合リハビリテー ションセンター発達精神科 医師 清 水 康 夫
4	障害のある子どもと集団 保育	・ インクルージョンについての理解 ・ 障害のある子どもの集団での保育	3時間	作家／自閉症当事者 東 田 直 樹 地域作業所 カブカブ 鈴 木 真 帆
5	障害のある子どもを支える 保小連携	・ 障害のある子どもを支える小学校と の連携 ・ 発達の連続性を踏まえた保育要録	3時間	東京都立石神井特別支援学校 特別支援コーディネーター 森 下 由 規 子
6	障害のある子どもの保育 実践	・ 障害のある子どもの保育実践 ・ 障害のある子どもの実践事例	3時間	山梨大学 教授 鳥 海 順 子 村山中藤保育園 副園長 若 山 望
7	保護者の理解と支援	・ 障害のある子どもの保育における保 護者の理解と支援	3時間	NPO法人えじそんくらぶ 代表 高 山 恵 子

9 日程表

時間 日		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
						30	20	15	30	20	50	30				
第1日	平成23年7月12日 (火)						受 付	開 講 式	障 害 者 福 祉 の 理 解	休 憩	障 害 の あ る 子 ど も の 保 育 の 意 義		夕 食		自 主 研 修	
第2日	平成23年7月13日 (水)		朝 食	発 達 障 害 の 理 解 と 対 応			昼 食		障 害 の あ る 子 ど も と 集 団 保 育				夕 食		自 主 研 修	
第3日	平成23年7月14日 (木)		朝 食	障 害 の あ る 子 ど も を 支 え る 保 小 連 携			昼 食		障 害 の あ る 子 ど も の 保 育 実 践				夕 食		自 主 研 修	
第4日	平成23年7月15日 (金)		朝 食	保 護 者 の 理 解 と 支 援												

10 申込み手続

受講申込みの受付は、都道府県・指定都市・中核市の児童福祉（保育）主管課になります。申込書（4ページ）に必要事項をご記入の上、同主管課の指定する期日までにお申込みください。全体の受講者数の状況によっては受講いただけない場合もございます。その際には日本保育協会より同主管課を通じてご連絡いたします。

※個人情報の取り扱いについて

申込書に記載していただく個人情報は、研修の実施上必要なお申込み内容の確認、及び受講者となった方へ受講票を送付する際に使用します。また、日本保育協会から、お申込みいただいた方や保育所へ連絡する必要がある際に使用します。これらの目的以外には使用しません。

※研修会講義の内容や実施概要に関するお問い合わせについては、下記担当者へご連絡ください。

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号 こどもの城13階
社会福祉法人 日本保育協会 研修部（加藤、小檜山、今井）
電 話 03-3486-4420（研修部直通）
FAX 03-3486-4415
E-mail kensyu@nippo.or.jp（加藤）

11 その他

- (1) 研修会の通修での受講はできません。
- (2) 受講者は全員合宿（相部屋）となります。
- (3) 受講者には日本保育協会から各自の勤務先あてに受講票を送付します。
- (4) 研修の全課程を受講された方には修了証を発行します。
- (5) お申込み後の受講取消しはできません。
- (6) 研修期間中の途中からの受講はできません。
- (7) 第1日目の昼食は各自ですませてからご来場ください。
- (8) 保育所障害児保育担当者研修会の宿泊（食事含む）については、日本保育協会の指定する旅行代理店に業務委託して実施します。

